

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下、「上場有価証券等」といいます）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の対価（購入対価・売却対価）を受払いいただきますが、その他に別紙「手数料について」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・上場有価証券等を募集等により購入する場合は、当該上場有価証券等の購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買や上場有価証券等の売買等の媒介等にあたっては、当該上場有価証券等の対価（購入対価・売却対価）を受払いいただきます。
- ・外国証券等の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下、「裏付け資産」(※2)といえます）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ

め定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

- ・外国証券等については、我が国の金融商品取引所に上場されている場合や我が国で公募・売出しが行われた場合等を除き、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われていません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・取引所金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い
- ・上記のほか、売買等の媒介、取次ぎ又は代理

レバレッジ型、インバース型 ETF 及び ETN のお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN (※3) のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN の価額の上昇率・下落率は、2 営業日以上の期間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- ・上記の理由から、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- ・レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又はカスタマーサポートセンターまでお尋ねください。

※1 「有価証券」には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

「上場有価証券等」には、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※3 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し 1 日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF 及び ETN の中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) でご覧になれます。

当社の概要・連絡先

商号等	大和コネクト証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3186 号
本社所在地	〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目 2 番 1 号
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決 機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (略称:FINMAC) 当社との間における金融商品取引業に係る苦情・紛争の解決のため、 上記 FINMAC(連絡先：0120-64-5005)をご利用になれます。
資本金	75 億円
主な事業	金融商品取引業
営業開始日	2020 年 5 月 27 日
連絡先	カスタマーサポートセンター(03-6670-3917)でお取引内容に関する お問い合わせ、ご意見や苦情等につきまして受け付けております。

2023.05

手数料について

(本書面上に記載されている手数料は、消費税等相当額を含めた総額表示となっております。)

I. 国内金融商品取引所上場有価証券

1. 委託取引

取引時の手数料が無料となる回数が毎月10回分付与^(※3)されます。手数料が無料となる回数が残っている場合は、お客様にその都度、無手数料で取引を行うか、有料で取引を行うかご選択いただきます。

手数料が無料となる回数が残っていない場合、または有料で取引を行うことをご選択いただいた場合は、以下の手数料が適用されます。

約定代金	手数料
200万円以下	約定代金の0.033%
200万円超	一律660円

※3 毎月付与される手数料が無料となる回数は、月初(1日)の当社サービス開始時刻からその翌月最終営業日の大引けまでの間に使用することができます。

手数料が無料となる回数は、上記とは別に付与される場合があります。

2. 单元未満株等の店頭取引

单元未満株等の店頭取引は、当社が自己で直接の相手方となる売買であるため、当該上場有価証券等の対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただき、手数料はいただきません。ただし、ご購入時には一定のスプレッド(差額)を上乗せした価格、ご売却時には一定のスプレッド(差額)を差し引いた価格での取引になります。

3. 单元未満株の取次ぎ

单元未満株等の売買について他の証券会社に取り次ぐ場合の手数は、約定代金に対して1.1%となります。

II. 外国金融商品取引所上場有価証券

1. 外国株式等の店頭取引

お客様のお取引は、当社が自己で直接の相手方となる売買（相対取引）であるため、当該上場有価証券等の対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただき、手数料はいただきません。ただし、ご購入時には一定の спреッド（差額）を上乗せした価格、ご売却時には一定の спреッド（差額）を差し引いた価格での取引になります。